



危険物施設等における事故防止について

危険物保安室

1 はじめに

近年、危険物施設数は減少しているにも関わらず、危険物施設に係る火災・流出事故件数は、依然として高い水準で推移しています。

これら危険物施設等における事故防止対策については、消防庁主催の学識経験者、関係業界団体、消防本部等で構成された「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）」で決定した「危険物等に係る事故防止対策の推進について」に基づき、毎年度「危険物等事故防止対策実施要領」を策定し、関係機関が一体となった事故防止対策を推進しているところです。

ここでは、これらの内容を中心に、消防庁における危険物事故防止対策についてご紹介します。

写真 令和2年度第1回危険物等事故防止対策情報連絡会の様子
※令和3年度はすべて書面会議となりました。



2 事故防止対策を実施するうえでの共通的な留意事項

令和3年度連絡会では、平成元年から令和2年の間に危険物施設で発生した事故を人的要因、物的要因のそれぞれの観点から分析し、取りまとめており、重大事故(注)につながる要因の事故防止に重点を置いた取組を行っていく必要があるとしています。

また、危険物等に係る重大事故の発生を防止するためには、「業種を超えた事故の情報の共有」を図るとともに、事業者が「危険物事故防止安全憲章」等の内容や東日本大震災の状況を踏まえ、自らの事態、体制等に応じた安全確保方策を確立することが重要であることに鑑み、下記の事項に留意して事故防止対策を講ずる必要があるとしています。

- 保安教育の充実による人材育成・技術の伝承
- 想定される全てのリスクに対する適時・適切な取組
- 企業全体の安全確保に向けた体制作り
- 地震・津波・風水害対策の推進

なお、令和4年度連絡会では各団体の危険物施設等における風水害対策の取組状況等について重点的に意見交換を行う予定です。

(注) 1つ以上の深刻度評価指標（平成28年11月2日付け消防危第203号通知）で深刻度レベル1に該当する事故

3 令和4年度の消防庁の取組

令和4年度危険物等事故防止対策実施要領における消防庁の取組内容は次のとおりです。

○ 重大事故や典型的な事故の原因及び対策を具体的に整理し、事例集として周知指導する。

○ 新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ効果的に保安講習を実施するため、各都道府県における保安講習のオンライン化を支援・推進する。

○ 事業者において高経年化した設備・機器等の状態を把握し、適時適切な補修等のための点検作業のスマート化に向けた、ドローンを活用した点検技術、IoT等を活用した最新モニタリング・診断技術やAI等を用いた操業データの解析を活用する方策を検討する。また、高経年化した屋外貯蔵タンクの点検作業のスマート化に向け、ドローン等を活用した点検技術を活用する方策を検討する。

○ 危険物等事故防止ブロック連絡会議※において、都道府県、政令市消防本部及び同会議に参加する消防本部から、事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組について報告してもらい、広く情報共有するとともに、会議結果を周知することにより、都道府県等の取組を活性化する。

※ 今年度は福島県、長野県、富山県、京都府、広島県、長崎県の6か所で実施します。

○ 都道府県及び消防本部の取組に資するため、消防庁で把握した事故事例・良好事例のうち共有すべきものについて、積極的に情報提供する。

○ 消防庁、厚生労働省、経済産業省が一体となり石油コンビナート等における災害防止に向けた取組を進めるため、石油コンビナート等災害防止3省連絡会議（以下「3省連絡会議」という。）による関係省庁との連携を図る。

4 おわりに

今後も、連絡会や3省連絡会議等を通して、一層の事故防止対策の推進に努めて参ります。本内容の詳細については、当庁のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

また、「危険物等事故防止ブロック連絡会議及び危険物事故防止講習会の開催について」（令和4年7月7日付け消防危第152号）によりお知らせしているところですが、事故防止に係る情報及び問題意識の共有のため、各消防本部におかれましては、10月から順次開催する危険物等事故防止ブロック連絡会議への積極的な参加に御配慮をお願いします。

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 佐藤、葛西
TEL: 03-5253-7524